



請 書 (委 託)

年 月 日

大泉町長 様

住 所
受注者
氏 名 印

- 1 件 名
- 2 履行期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 履行場所
- 4 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の業務を次の条項により履行することをお請けします。

第1条 受注者は、頭書の業務を履行期間内に別冊設計書、図面及び仕様書に基づき完了すること。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、貴職の承認を得た場合は、この限りでないものとする。

第3条 受注者は、業務の着手に関しては、すべて貴職の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。

第4条 受注者は、業務の着手が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴職又は監督員から図面又は仕様書に基づく修補の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、契約金額の増額又は履行期間の延長はできない。

第5条 受注者の責めに帰する理由によって、頭書の完了期日に、業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして履行期間内に届け出ること。この場合において、履行期間後に完了する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして貴職の承認を受け、遅滞違約金（未済部分の契約金額相当額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額）を支払い、業務を完了すること。

第6条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を貴職へ提出しなければならない。

第7条 貴職は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行ができないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反が軽微でないと認められるとき。
- (3) 受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はそ

の支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、貴職が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者が契約金額の10分の1に相当する額を違約金として貴職の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除し、貴職に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第8条 受注者は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者からこの契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けた場合は、その旨について、貴職への報告及び警察への届出を行わなければならない。なお、下請業者又は業務関係者(以下「下請業者等」という。)が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、貴職への報告及び警察への届出を行わなければならない。

第9条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他の不可抗力により業務を完了することが不可能となったとき。

(2) 貴職が契約に違反し、その違反により履行することが不可能となったとき。

2 受注者は、前項2号の規定によりこの契約を解除したことによる損害があるときは、その損害を貴職に請求することができる。

第10条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて貴職及び受注者が協議の上、定めるものとする。